

はしがき

2020年4月1日に施行される改正民法は、契約実務に大きな影響を与えることになります。改正の内容は多岐にわたりますが、従前どおりの契約書を用いていると、解除や損害賠償等の点で不利になるおそれがあるからです。そのため、これまで用いていた契約書の雛形を修正する必要性は極めて高いといえます。

一方で、民法改正の翌年にあたる2021年4月1日以後に開始する事業年度からは、収益認識基準が強制適用になります。改正民法についてはご存知でも、収益認識基準については耳にしたことがないかもしれません。しかし、収益認識基準の制定は、我が国の企業に重大な影響を与えます。収益認識基準は、PLのトップラインである収益（売上高等）を計上する金額とタイミングを定める基準だからです。そして、収益認識基準は、これまで実現主義に基づき曖昧に行われていた収益認識につき、契約書の内容を考慮して収益認識を行うこととされています。つまり、契約書の内容次第では、これまで企業が行っていた収益認識が認められなくなるおそれがあるのです。そのため、収益認識基準の観点からも、これまで用いていた契約書の雛形を修正する必要性は極めて高いといえます。

このように、近接したタイミングで契約書の修正が必要になることからすれば、改正民法に際して契約書を修正するタイミングで、収益認識基準をも考慮に入れて契約書の修正を行うべきでしょう。契約書の修正作業というビッグプロジェクトを毎年行うほど不効率なことはないからです。

本書は、このようなコンセプトに基づき執筆されました。

本書の内容が皆様の契約実務に少しでもお役立ちできれば光栄です。

2018年10月

弁護士法人 L & A

弁護士・公認会計士 横張 清威

弁護士・公認会計士 伊勢田篤史

弁護士・公認会計士 和田 雄太

目 次

第1章 民法改正と収益認識基準適用に 向けて

第1節 はじめに

12

- 1 民法改正と収益認識基準制定／12
- 2 契約書修正のプロセス／13

第2節 影響度分析プロセス

14

- 1 改正民法の理解／16
- 2 自社の契約状況の棚卸し＆類型化／17
- 3 契約類型ごとの影響度分析／22

第3節 契約書・覚書起案

26

- 1 改正民法を踏まえた契約書・覚書雛形の起案／26
- 2 相手方への提示案と妥協案を検討／32

第4節 交渉

34

- 1 社内交渉／34
- 2 社外交渉／35

第5節 改正民法における契約書修正のスケジュール

36

第6節**収益認識基準特有の修正プロセス**

37

- ① 財務部との調整／37**
- ② 監査法人との調整／38**
- ③ 改正民法における契約書修正プロセスとの共通事項／38**

第2章**改正民法による契約書への影響****第1節****改正民法の概要**

42

第2節**共通項目**

44

第1項 契約の成立

44

- ① 契約自由の原則／44**
- ② 契約の成立／45**
- ③ 隔地者間の契約成立時期／46**

第2項 代 理

48

- ① 代理行為の瑕疵／48**
- ② 代理権の濫用／49**
- ③ 代理人の行為能力／51**
- ④ 任意代理人の責任／52**

第3項 消滅時効

55

- ① 時効期間と起算点に関する修正／55**
- ② 生命・身体の侵害による損害賠償請求権の時効期間の特則／57**
- ③ 時効の「完成猶予」と「更新」／60**

④ 協議による時効の完成猶予／64	
第4項 解 除	66
① 改正民法下での解除制度の概要／66	
② 帰責事由要件の撤廃／69	
③ 解除権の消滅／70	
④ 契約実務への影響／71	
第5項 危険負担	75
① 債権者主義の廃止／75	
② 危険負担の効果の修正／76	
第6項 損害賠償請求	78
① 帰責事由の判断基準の明確化／78	
② 損害賠償請求の範囲（特別損害）／79	
③ 損害賠償額の予定／80	
④ 原始的不能の場合の損害賠償請求／81	
第7項 瑕疵担保責任（契約不適合責任）	82
① 「隠れた瑕疵」から「契約不適合」への変更／82	
② 追完請求権及び代金減額請求権／83	
③ 解除及び損害賠償請求権／88	
④ 権利の期間制限及び権利保存の方法／89	
第8項 債権譲渡	91
① 債権譲渡制限特約／91	
② 将来債権譲渡／94	
③ 債務者の抗弁／96	
④ 債権譲渡と相殺／97	
第9項 遅延損害金（法定利率）	99
① 制度概要（適用される利率）／100	
② 契約実務への影響／101	
第10項 保 証	102
① 個人根保証契約における改正／102	

② 一定の場合の保証契約の要式契約化／106	
③ 情報提供義務の規定／109	
第11項 債務者の責任保全のための制度	113
① 債権者代位権／114	
② 詐害行為取消権／117	
第12項 定型約款	121
① 定型約款の定義／121	
② 定型約款と契約内容／123	
③ 定型約款の変更／124	
第13項 債務引受	127
① 併存的債務引受／127	
② 免責的債務引受／129	
第14項 相殺禁止	132
① 相殺禁止の意思表示／132	
② 不法行為により生じた債権を受動債権とする相殺の禁止／133	

第3節 各契約類型 135

第1項 消費貸借契約	135
① 諸成の消費貸借契約の明文化／135	
② 目的物引き渡し前の借主の解除権／136	
③ 借主の期限前弁済と損害賠償／137	
第2項 賃貸借契約	138
① 敷金に関する規定／138	
② 原状回復に関する規定／140	
③ 賃貸不動産が譲渡された場合の処理／141	
第3項 請負契約	143
① 請負報酬請求権／143	

② 契約不適合責任（瑕疵担保責任）／147

③ 契約解除／150

第4項 委任契約 —————— 151

① 受任者の自己執行義務／151

② 報酬の規律／152

③ 任意解除権／154

第3章

収益認識基準による契約書への影響

第1節

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」

158

① 制定の背景／158

② 適用時期／158

③ 適用対象／158

④ 従前の取扱い／159

⑤ IFRS（国際会計基準）との関係／160

⑥ 収益認識基準の概要（5つのステップ）／160

第2節

契約の識別（ステップ1）

163

① 概要／163

② 「契約」の要件／164

③ 契約の結合／167

④ 契約変更／169

第3節**履行義務の識別（ステップ2）**

173

- ① 履行義務の要件／173
- ② 財又はサービス／174
- ③ 「別個」の財又はサービス／175
- ④ 「一連の別個」の財又はサービス／178

第4節**取引価格の算定（ステップ3）**

181

- ① 変動対価／181
- ② 契約における重要な金融要素／182
- ③ 現金以外の対価／184
- ④ 顧客に支払われる対価／184

第5節**取引価格の配分（ステップ4）**

186

- ① 原則：独立販売価格による配分／186
- ② 例外1：値引きの配分／187
- ③ 例外2：変動対価の配分／188
- ④ 例外3：取引価格の事後的な変動／189

第6節**履行義務の充足（ステップ5）**

191

- ① 履行義務の充足の判断／191
- ② 資産に対する支配／191
- ③ 履行義務の充足の時点と収益認識時点／192
- ④ 一定期間にわたり充足される履行義務／192
- ⑤ 一時点で充足される履行義務／195

第7節 本人と代理人の区別

205

- 1 総論／205
- 2 本人と代理人の区別の判断／206

第4章

契約書 雜形及び解説

雑形1 繼続的売買取引基本契約書

212

- 1 概要／222
- 2 収入印紙／222
- 3 改正民法の影響／222
- 4 収益認識基準の影響／223
- 5 各条項の修正ポイント／224

雑形2 諸成的金銭消費貸借契約書

265

- 1 概要／271
- 2 収入印紙／272
- 3 改正民法の影響／272
- 4 収益認識基準の影響／273
- 5 各条項の修正ポイント／273

雑形3 不動産賃貸借契約書

290

- 1 概要／297

- ② 収入印紙／297
- ③ 改正民法の影響／298
- ④ 収益認識基準の影響／298
- ⑤ 各条項の修正ポイント／298

雑形4 業務委託契約書

311

- ① 概 要／321
- ② 収入印紙／321
- ③ 改正民法の影響／321
- ④ 収益認識基準の影響／322
- ⑤ 各条項の修正ポイント／323

雑形5 ソフトウェア開発委託契約書

346

- ① 概 要／361
- ② 収入印紙／361
- ③ 改正民法の影響／362
- ④ 収益認識基準の影響／362
- ⑤ 各条項の修正ポイント／363

雑形6 基本約款

406

- ① 概 要／423
- ② 収入印紙／423
- ③ 改正民法の影響／423
- ④ 収益認識基準の影響／424
- ⑤ 各条項の修正ポイント／425

凡　例

現行民法	民法（明治29年法律第89号）
改正民法	民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正後の民法
収益認識基準	企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」
適用指針	企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」
最判	最高裁判所判決
大判	大審院判決

第1章

民法改正と 収益認識基準 適用に向けて

- 第1節 はじめに
- 第2節 影響度分析プロセス
- 第3節 契約書起案
- 第4節 交渉
- 第5節 改正民法における契約書修正のスケジュール
- 第6節 収益認識基準特有の修正プロセス

第1節

はじめに

プロセス

1 民法改正と収益認識基準適用

改正民法の施行が2020年4月1日と迫ってきました。施行日が決まってから民法改正に向けた書籍が多く出版される一方で、改正民法に関するセミナー等もさかんに行われるようになりました。

しかし、改正により今までの民法がどう変わらのかといった議論や従前の契約実務にどう影響するのかといった議論はよく目にするものの、いったいどうやって契約書を修正していくのか、そのプロセスの議論はあまりされていないように思われます。

一方で、収益認識基準が強制適用されるのは、2021年4月1日以降に開始する事業年度になります。収益認識基準は、収益（売上高等）を認識する金額と時期を定める、企業にとって極めて重要な基準となります。そして、収益認識基準においては、契約書の内容を考慮に入れて収益認識を行うことが明らかにされています。

仮に、改正民法のみに配慮して契約書の修正作業を進めてしまうと、また翌年に収益認識基準を踏まえて契約書の修正作業を行うことになりかねません。契約書修正は、相手方があることですので、何度も頻繁に行うことができません。また、契約書修正は、非常に労力がかかる作業ですので、企業としても何度も行いたくないのが実情でしょう。そのため、改正民法を踏まえて契約書の修正作業を行う際に、収益認識基準にも同時に配慮して修正してしまうのが効率的です。

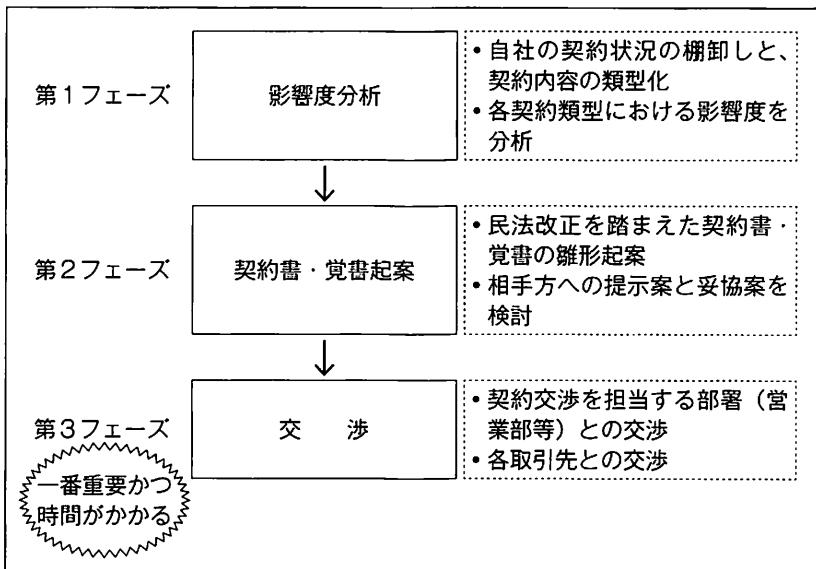
以下、第1章では、民法改正に向けた契約書修正のプロセスについて

て考えます。多くのプロセスは、収益認識基準制定における契約書修正プロセスと一致します。そのため、はじめに改正民法における修正プロセスを解説し、その後、収益認識基準制定に伴い相違する修正プロセスについて解説します。

2 契約書修正のプロセス

民法改正に向けた契約書修正については、おおまかにいうと、以下のようなプロセスで対応するとスムーズになると思われます。

■ 民法改正に向けた契約書修正のプロセス ■

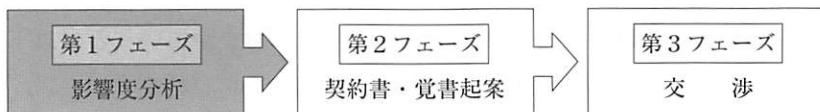


それでは、各プロセスについてみてきましょう。

第2節

影響度分析プロセス

プロセス

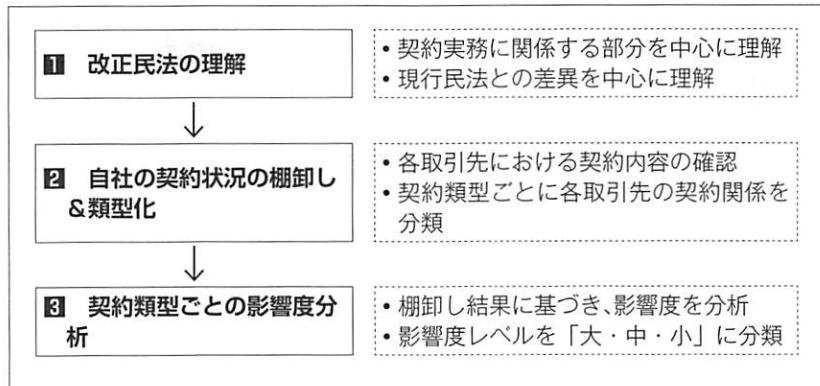


□〈要点〉□

- ① 自社における契約関係を各契約類型に分類する
- ② 影響度を契約類型ごとに評価する
- ③ 影響度の大きい契約類型から先に着手する
- ④ 影響度の小さい契約類型については、後回しにする

民法改正にあたり、分厚い解説書を全部理解しなくては…と気が重い方、何百・何千ある会社の契約書を全部修正しなくては…と考え

□影響度分析プロセス□



て途方に暮れる方など、民法改正を厄介な問題と捉えている方も多いかと思われます。しかし、すべての契約書を一斉に修正する必要はありません。会計監査でも用いられているリスク・アプローチ^(*)1)の概念を用いて、リスク（影響度）の大きい契約類型を優先し、メリハリをつけて対応するとよいでしょう。



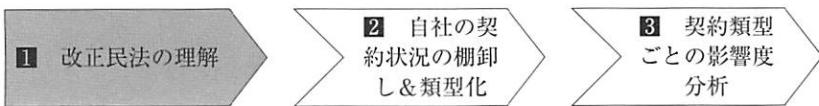
(*)1) リスク・アプローチ

リスク・アプローチとは、公認会計士が会計監査等で用いる手法であり、経済環境、会社の特性などを勘案して、財務諸表の重要な虚偽記載に繋がるリスクの高い項目に対してより重点的に会計監査手続を行う手法をいいます。

たしかに、社内のすべての契約書を変更できる方が望ましいといえます。しかし、改正民法における契約書修正の社内プロジェクトに対し、投入できる人的資源、時間的資源等は限られており、すべての契約書を変更するのに十分な経営資源を投入することは難しいものといえます。

そのため、限界のある資源を最大限生かし、最大のパフォーマンスを発揮するため、リスクの高いところから重点的かつ効果的に対応するというリスク・アプローチの考え方を用いて、契約書修正のプロジェクトに対応するとよいでしょう。

1 改正民法の理解



□〈要点〉□

- ① 改正民法を細部まで理解する必要はない
- ② 契約実務に関係する部分を中心に理解する
- ③ 現行民法との差異を中心に理解する
- ④ 時間をかけすぎることに注意する

改正民法の改正項目は多岐にわたり、すべてを把握しようとすると非常に大変です。

もちろん、改正民法をすべて把握した上で、契約書を検討することが望ましいことは確かですが、自社の契約実務に関係する部分を中心に把握するだけでも、契約書の修正は十分に対応が可能です。そのため、まずは契約実務に関係する部分を中心に理解していくことにしましょう。契約実務に関連する改正民法の改正項目をまとめた第2章を参考してください。

なお、改正民法の改正項目の中には、現行民法における判例実務等を明文化しただけのものも多く含まれております。改正民法の理解にあたっては、このような現行民法における実務の運用と変わらない部分については、軽く触れるだけでよいでしょう。

また、改正民法の理解にとらわれて、このフェーズに多くの時間を割くことは控えた方がよいでしょう。後述しますが、第3フェーズの「交渉」が一番重要かつ時間がかかるフェーズとなっており、目標のゴールまでに時間切れとなってしまっては元も子もないからです。

著者略歴

横張 清威（弁護士・公認会計士）

平成12年明治大学法学部卒業。平成13年司法試験合格後、みらい総合法律事務所入所（東京弁護士会所属）。平成24年公認会計士試験合格。平成30年弁護士法人L & A開設。M&A・契約書・労働問題を専門とし、法務財務両面から一括してデュー・デリジェンスを実施するサービスを多数の上場・非上場会社に提供している。著書に『ビジネス契約書の見方・つくり方・結び方』（同文館出版）、共著に「専門家を使いこなす」ためのM&Aの知識と実務の勘所』（日本法令）、ほか多数。

伊勢田 篤史（同上）

平成16年公認会計士試験（旧第2次試験）合格。平成17年あずさ監査法人入所。平成18年慶應義塾大学経済学部卒業。平成25年中央大学法科大学院終了。平成25年司法試験合格。平成26年弁護士登録（東京弁護士会）。みらい総合法律事務所入所。平成30年弁護士法人L&A開設。共著に『契約審査のベストプラクティス ビジネス・リスクに備える契約類型別の勘所』（レクシスネクシス・ジャパン）、『応用自在！覚書・合意書作成のテクニック』（日本法令）、ほか多数。

和田 雄太（同上）

平成20年公認会計士試験（旧第2次試験）合格。平成28年司法試験合格。平成30年弁護士法人L & A入所。